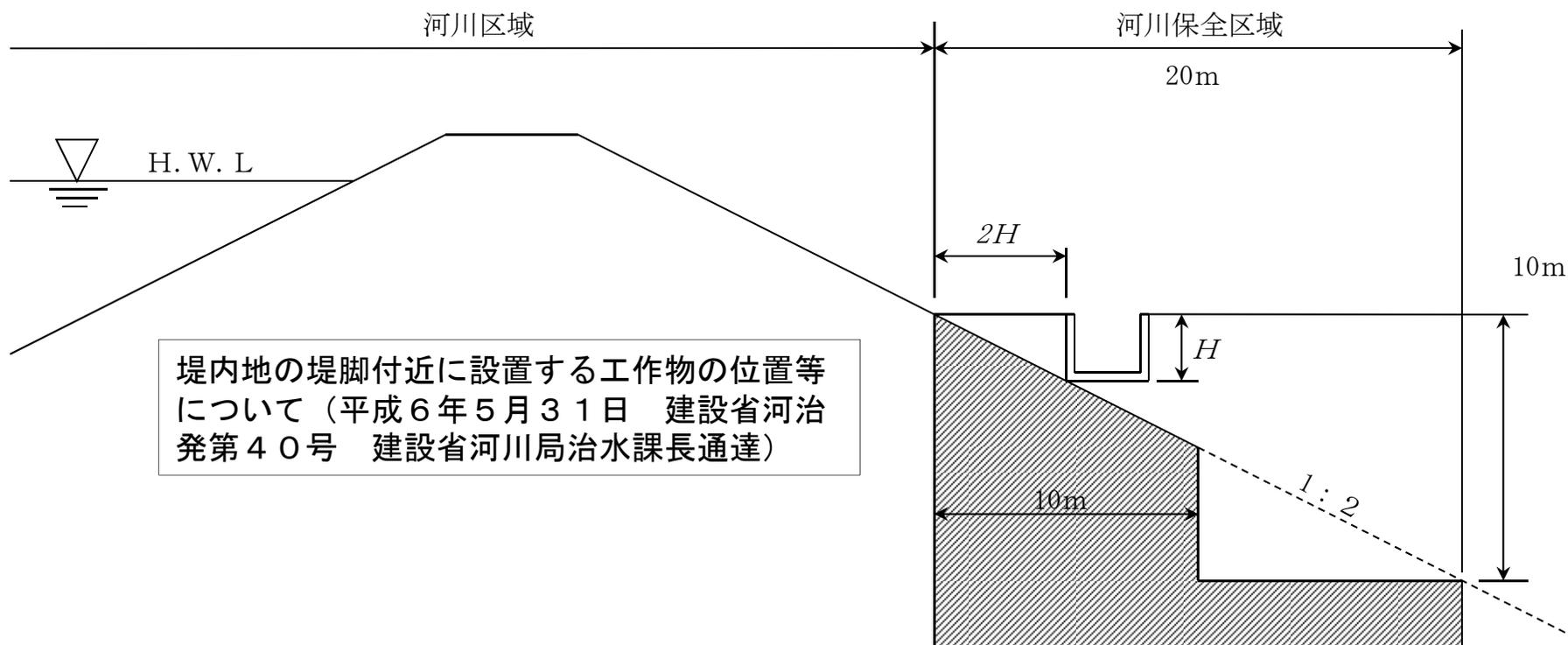
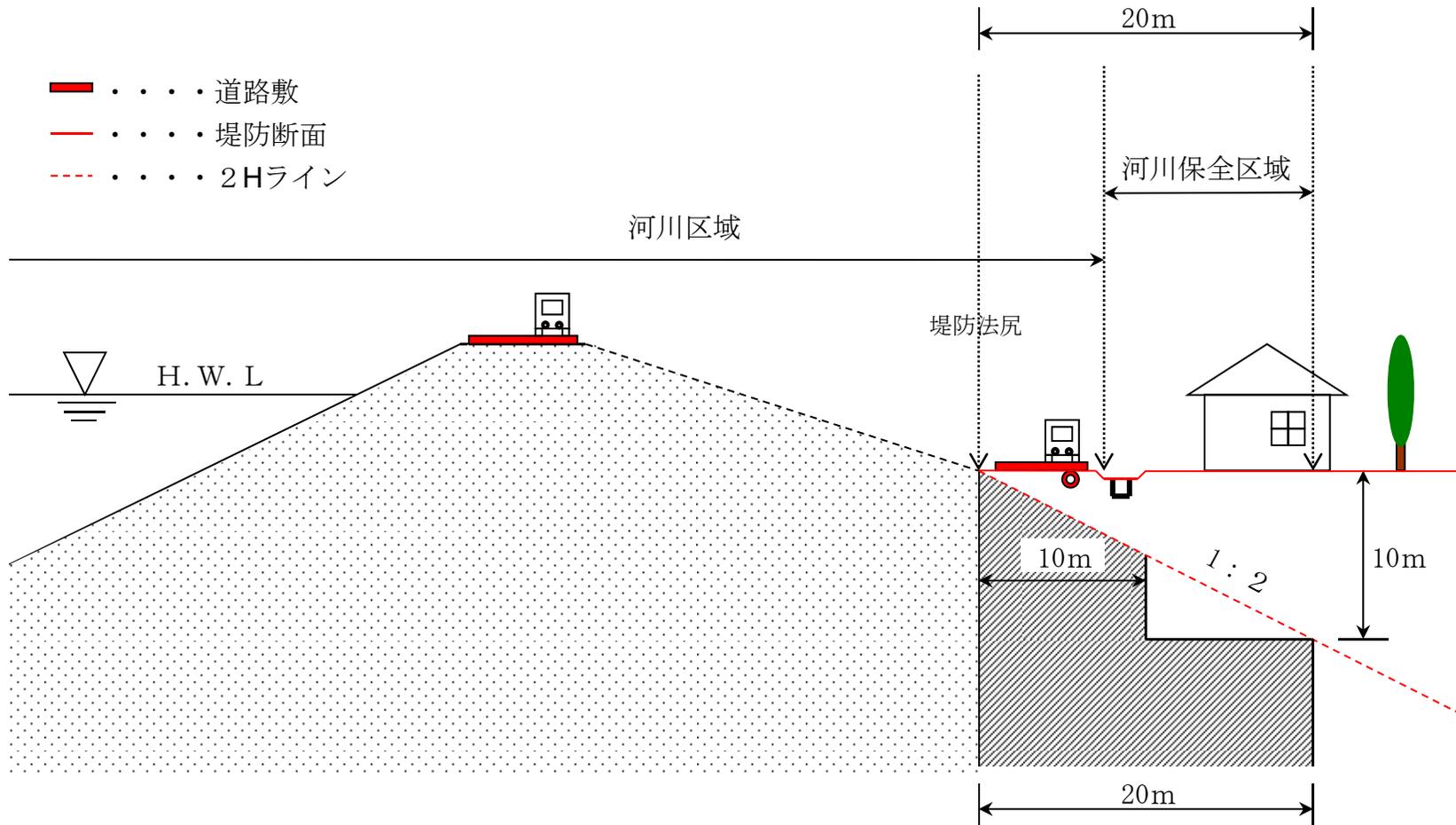


# 河道の一定区間に堤防がある場合



堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等  
について（平成6年5月31日 建設省河治  
発第40号 建設省河川局治水課長通達）

# 2Hルールと堤防定規断面との関係



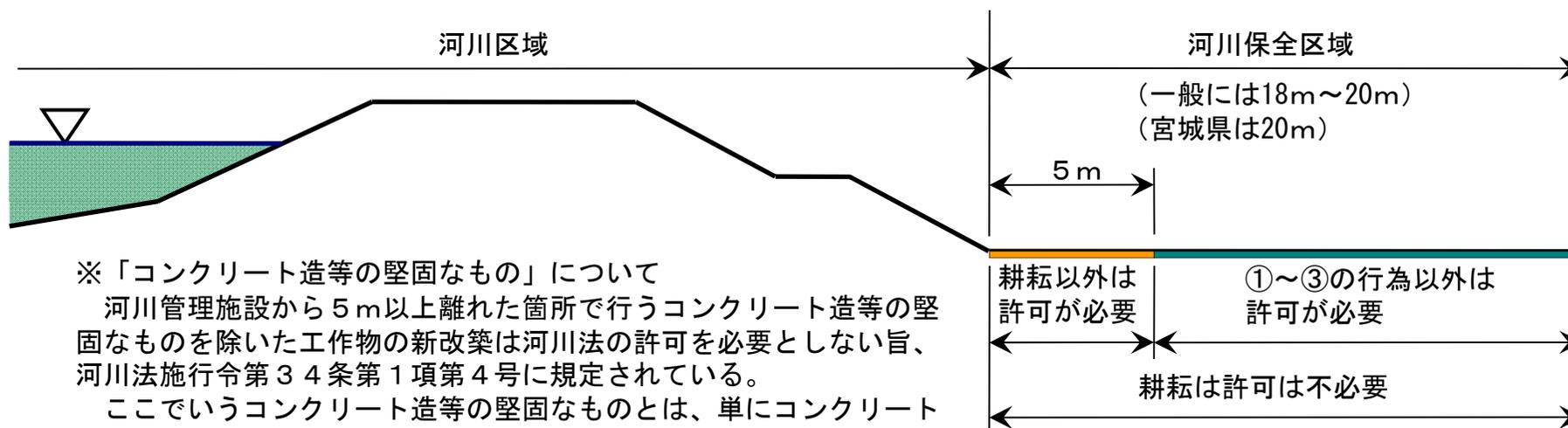
河川保全区域 = 堤防法尻から20m以内の区域のうち河川区域を除く区域 (S34宮城県告示による)

# 河川保全区域における行為で許可がいらぬもの（施行令第34条）

## a. 耕耘

b. 河川管理施設の敷地から距離が5 mを超える土地における行為のうち、次のものは許可を必要としません。

- ① 堤内地の土地における地表から3 m以内の盛土（堤防に沿って行う盛土で、堤防に沿う部分の長さが20 m以上のものを除く）
- ② 堤内の土地における地表から1 m以内の土地の掘削または切土
- ③ 堤内の土地における工作物（コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等、水が浸水する恐れのあるものを除く）の新築又は改築。従って、これに該当する工作物は、木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の堅固でないもの



※「コンクリート造等の堅固なもの」について

河川管理施設から5 m以上離れた箇所で行うコンクリート造等の堅固なものを除いた工作物の新築は河川法の許可を必要としない旨、河川法施行令第34条第1項第4号に規定されている。

ここでいうコンクリート造等の堅固なものとは、単にコンクリートを建材として用いていることを要件としているものではなく、鉄筋コンクリート造等の重量工作物を想定しており、木造や軽量鉄骨造等の基礎として用いられる程度のものでない。